Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和８年度
雇用関係助成金の概要と活用事例

大分労働局　職業安定部職業対策課

大分助成金センター

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の説明内容

１　雇用調整助成金（熊本地震特例）　Ｐ２～

２　人材開発支援助成金　Ｐ５～

３　早期再就職支援等助成金　Ｐ１２～

４　特定求職者雇用開発助成金　Ｐ１８～

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．雇用調整助成金（熊本地震特例）の概要について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用調整助成金　～熊本地震特例～

制度内容

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い
労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部が助成される制度

特例措置の内容

令和８年熊本地震に伴う経済上の理由に休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって、**休業の初日が令和８年７月28日から令和９年１月27日まで**である場合が対象。

全国の事業所が対象

1　令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する事業主が対象（詳細は次ページ）

2　生産指標の確認期間を３ヶ月から１ヶ月に短縮

3　最近３ヶ月の雇用量が対前年比で増加していても助成の対象

4　地震発生時に事業所設置後１年未満の事業主の方も助成の対象

5　計画届の事後提出を可能

雇用調整助成金　～熊本地震特例～

経済上の理由とは・・・

具体的なケース
①需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難
②取引先の被災による、原料や商品等の取引困難
③交通の途絶による、製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの精算及び販売環境の悪化
④電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による精算及び販売環境の悪化
施設や設備が直接的な被害を受け
⑤損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達等に関して災害の影響等により期間を要する場合
※事業活動を休止・縮小する場合であっても、その休止・縮小が上記①から⑤に掲げる理由を伴うものであれば「経済上の理由」があるものとして取り扱います

特例措置の利用について

大分県にある事業主（本社）が熊本県内に**「雇用保険事業所非該当承認」**を受けた施設がある場合、特例措置が利用できます。

※雇用保険事業所非該当承認」とは支店を独立した事業所として扱わず、
本社でまとめて雇用保険の手続きを行うことができます。 これが事業所非該当承認です。

雇用調整助成金特設ページ　⇒

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

２．人材開発支援助成金の概要について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人材開発支援助成金　～令和８年度新設されたコース～

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「人材育成支援コース」では、これまでの３つの訓練メニューに加え、④中高年齢の労働者を対象とした「中高年齢者実習型訓練」が新設されました。

①人材育成訓練	職務に関連した知識・技能を習得させるための10時間以上の訓練（OFF-JT）
②認定実習併用職業訓練	厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練（OFF-JT＋OJT）
③有期実習型訓練	正社員経験の少ない有期契約労働者等を正社員等に転換するための訓練（OFF-JT＋OJT）
④中高年齢者実習型訓練（新設）	**中高年齢者（45歳以上）が実践的なスキルを習得するための訓練（OFF-JT＋OJT）**

人材開発支援助成金

活用例

サービス業

課題

社内の基幹システムの刷新を機に、社内のデジタル化を推進することになり、中高年の事務スタッフの研修を実施することにした。

OJT

新システムの操作方法の習得、紙資料のデジタル化業務の実践、トラブル対応の訓練

OFF-JT

AIツール活用講座、チャットツール研修、情報セキュリティ基礎研修

製造業

課題

食品加工工場の主任として現場の作業に携わってきた従業員を、全体の管理部門に配置し、キャリアアップを図るため、研修を実施することにした。

OJT

製造計画の立案補助・進捗管理、品質トラブル発生時の対応

OFF-JT

食品製造における品質管理・衛生管理、実績の集計や簡単な分析手法

人材開発支援助成金（コース共通）の改正点ー１

事業展開等リスキリング支援コース

ｅラーニングと通信制による訓練の1人１訓練当たりの経費助成の上限額が見直されました

見直し前

中小企業	大企業
30万円	20万円

見直し後

中小企業	大企業
15万円	**10万円**

- **訓練の時間数にかかわらず、見直し後の上限額が一律で適用されます。**
- **通学制訓練・同時双方向型の通信訓練を、eラーニングの訓練・通信制の訓練と組み合わせた場合も見直し後の上限額が一律で適用されます。**

人への投資促進コース　　事業展開等リスキリング支援コース

定額制サービスによる訓練について、支給対象訓練、支給対象労働者の要件が変更になりました

改正前

【支給対象労働者】 修了した訓練の標準学習時間が、支給申請時において1時間以上である者が対象
【支給対象訓練】 各支給対象労働者が修了した訓練の標準学習時間の合計が、支給申請時において10時間以上であること

改正後

【支給対象労働者】 修了した訓練の標準学習時間が、支給申請時において10時間以上である者が対象
※　修了した教育訓練の標準学習時間が10時間未満の者は支給対象労働者に含めることができません。
【支給対象訓練】 廃止

人材開発支援助成金（コース共通）の改正点－２

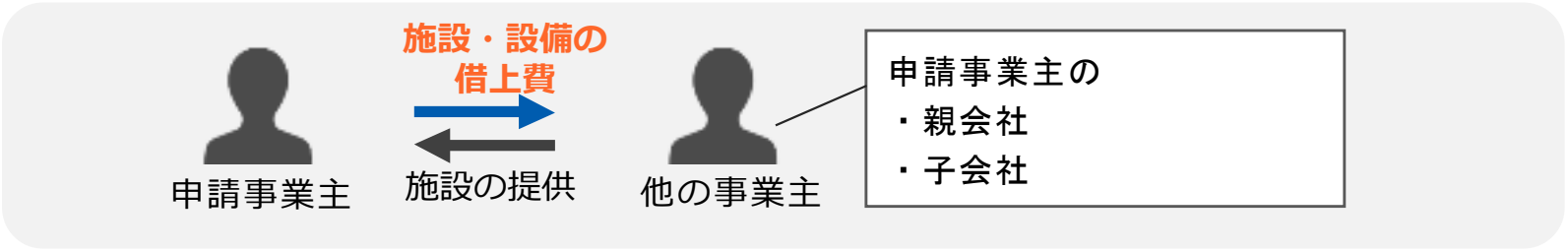
要注意その１！！

申請事業主と密接な関係にある者との間の訓練実施に係る経費については、経費助成の支給対象になりません

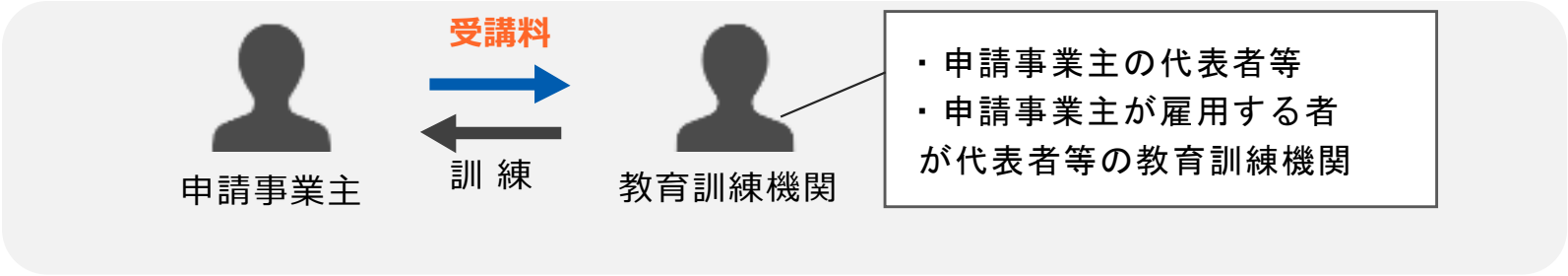
・下図の「講師謝金」「施設・設備の借上費」「受講料」等が、経費助成の支給対象外の経費にあたります

■事業内訓練例





■事業外訓練例



上の例のほかにも、経費助成の支給対象にならない経費があります。詳細はパンフレット等をご確認ください。

人材開発支援助成金（コース共通）の改正点－３

要注意その２

「対象とならない訓練」が変更になりました（令和８年８月３日）

事業展開等リスキリングコースのDX化・GX化に関する訓練について、以下の実施目的の訓練は**助成対象外**となります。

〇職業、または職務に間接的に必要となる知識・技能を習得させる内容のもの
〇職業、または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要なるもの

注意するポイントと具体例

特定の職業、または職務に必要となる知識・技能を習得するためのものか

助成対象 **生成AIを活用して商品提案書の構成案作成、文章生成、修正方法を学ぶ営業担当者向けの訓練**

- 営業担当者の具体的な業務に直結しており、そのまま活用可能な内容であるため助成対象

助成対象外 **生成AIを利用するために汎用的なプロンプトの作り方を学ぶ訓練**

マナー、リテラシー、概念理解にとどまっていないか

助成対象外 **DXの概念、デジタル技術の概要、データ活用の考え方を学ぶ訓練**

助成対象外 **脱炭素の基本理念や国際情勢、GX化を進める上で企業に求められる対応を学ぶ訓練**

- DX化・GX化を進める上での共通知識の習得にとどまり、具体的作業として業務に直接適用される内容ではないため助成対象外

訓練内容に沿って対象労働者を選定しているか

自社のエネルギー使用量データの収集方法、CO_2排出量算定ルールに基づく計算手順を学ぶ訓練

助成対象 CO_2排出量算定業務を担当する者を対象とする場合は、業務プロセスに直接組み込まれる実務能力を習得できるため助成対象

助成対象外 人事や営業に従事する者を対象とする場合は助成対象外

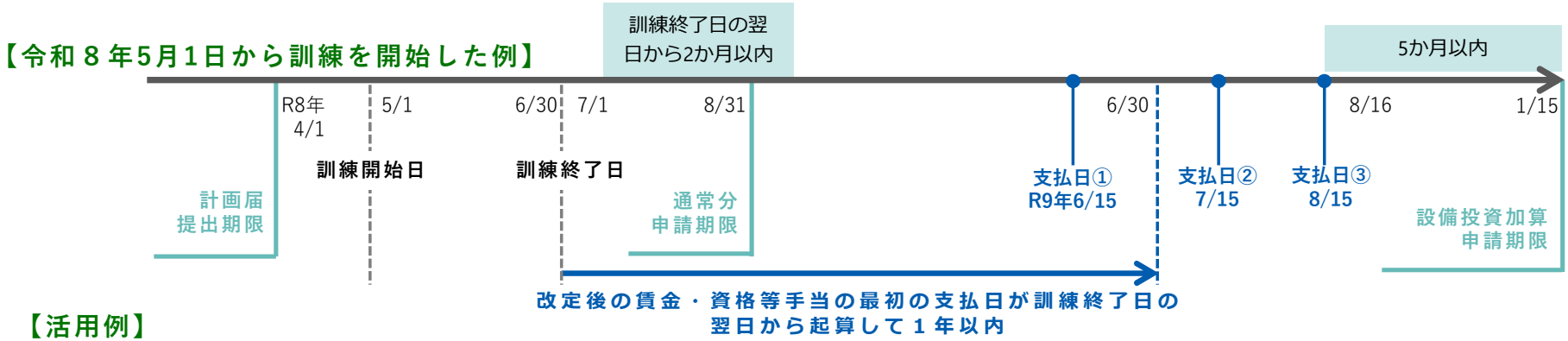
令和８年度新設・改正点－４

事業展開等リスキリングコース

「事業展開等リスキリング支援コース」では新たに、以下の要件を満たした事業主に対して、「通常分」の助成額とは別に、「設備投資加算」の助成額を追加で支給します。

設備投資加算要件達成時の支給申請期限

訓練終了後、設備投資加算の支給申請日までに事業展開促進機器等を導入し、全ての対象労働者に対して、賃金要件か資格等手当要件を満たす賃金または資格等手当を、３か月間継続して支った日の翌日から起算して５か月以内が申請期限となります。



【活用例】

建設業

DX化の内容

これまでは人手中心の測量作業を行っていたが、今後ドローンを活用した測量手法を導入し、業務のDX化を進めていきたいと考えている。

訓練内容

・ドローンの操縦の基本技能
・ドローンでの測量に必要な知識の習得
・測量飛行の演習
・安全運用体制の構築

機器

測量用ドローン



介護

事業展開の内容

デイサービスのみを行っていた事業所が、通所が困難な利用者のニーズに対応するため、訪問入浴介護事業を新規に立ち上げる。

訓練内容

・組立式浴槽の組立・分解実習
・事故防止のための入浴介助
・利用者の健康管理方法
・緊急時対応の習得

機器

組立式浴槽



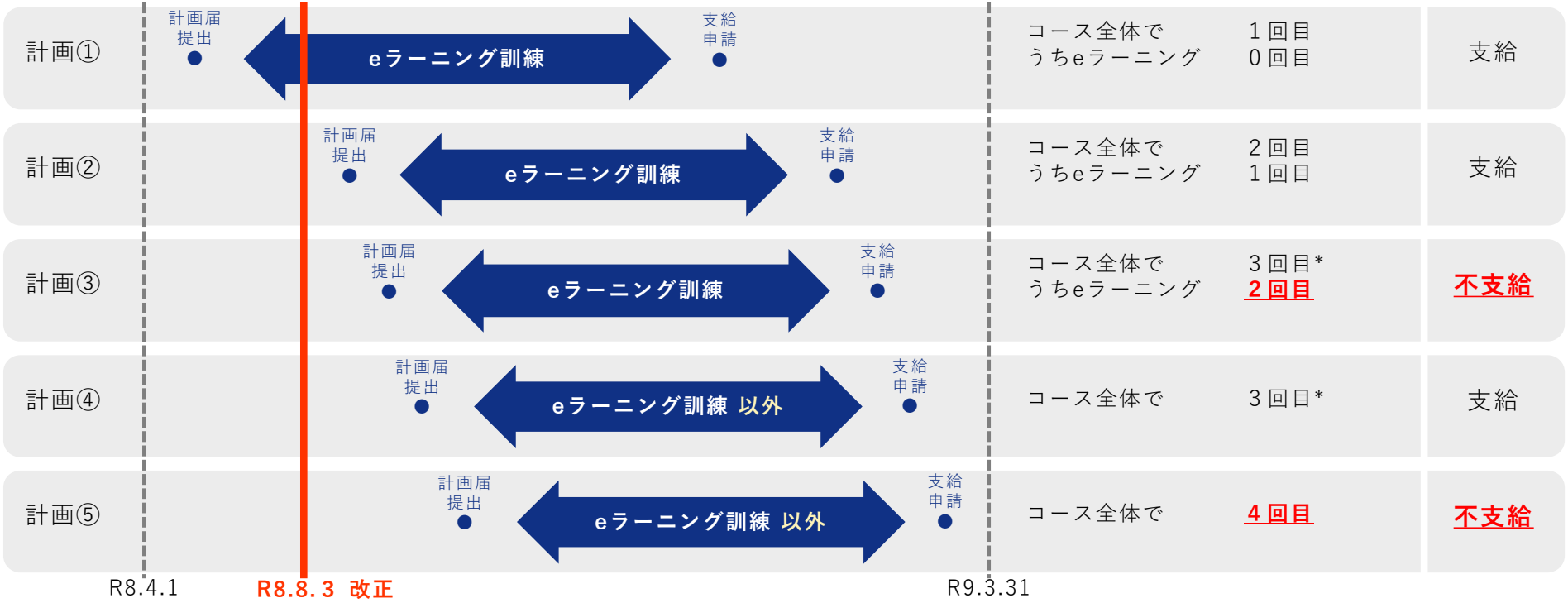
5　令和８年８月３日からの改正点－５（要注意！）

「受講回数の上限」が変更

事業展開等リスキリングコースで助成が受けられる訓練の受講回数は、同一の労働者に対して一の年度（※1）で３回までですが、このうち**eラーニングによる訓練（※2）の場合は、同一の労働者に対して一の年度で１回まで（※3）**。

※1　支給申請日を基準とし、４月１日から翌年３月31日までを指します。
※2　複数の実施方法を組み合わせて訓練を実施する場合も含みます。
※3　令和８年８月３日以降に提出された計画届に基づく訓練の受講のみ算入します。

例）令和８年度に事業所が計画①～⑤を提出するとき



3　早期再就職支援等助成金の概要について

早期再就職支援等助成金

Ⅰ　再就職支援コース（対象：人員整理の対象となった離職者の再就職を支援した事業主）

事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主（再就職が実現した場合に限る）に対する助成金。
再就職支援、休暇付与支援の種類あり。

Ⅱ　雇入れ支援コース（対象：人員整理の対象となった離職者を雇用した事業主）

事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者等を離職日の翌日から３ヶ月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、当該労働者の賃金を５％以上上昇させた事業主に対する助成金。

Ⅲ　中途採用拡大コース（対象：中途採用を拡大し、かつ賃金を上昇させた事業主）

中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用者の採用を拡大させたうえで、雇い入れた中途採用者の賃金を雇い入れ前と比較して５％以上上昇させた事業主に対する助成金。

本日は　「Ⅲ　中途採用拡大コース」をご説明いたします。

中途採用拡大コース　申請の流れ

雇い入れ前

- 中途採用計画の作成
- 中途採用に関する情報の公表
  （常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主のみ）

↓

中途採用計画を労働局へ提出

↓

中途採用者の雇用管理制度の整備＋対象となる方の雇い入れ

↓

雇い入れ後

中途採用率の拡大

イ　中途採用計画期間中の中途採用率を前年同期と比較して５ポイント以上上昇させる
　　または
ロ　中途採用計画期間における中途採用率が50％以上である

＋

中途採用者の賃金上昇

中途採用者の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比較して５％以上上昇させる

ポイント
助成対象となる方を雇い入れる**前日までに中途採用計画の作成・提出が必要**です！



中途採用計画の作成

中途採用計画期間

中途採用率の目標（イまたはロのいずれか）に応じて、計画期間は**1年または６か月**のいずれかを選択します。

イ	中途採用計画期間の中途採用率を前年同期（※1）と比較して５ポイント以上上昇させる	**１年　または　６か月**
ロ	中途採用計画期間における中途採用率が50％以上である	**１年**

※１　計画期間の初日の前日の１年前の日から当該前日までの１年間（計画期間が６か月の場合は、計画期間の初日の前日の１年前の日から６か月間）

「中途採用率」の計算方法

（1）	中途採用計画期間の前年同期（※1）の中途採用率	**前年同期に雇い入れた①～③に該当する労働者数** ／ **前年同期に雇い入れた②、③に該当する労働者数** ×100	計画期間の前年同期に雇い入れた①~③の人数２人 ／ 計画期間の前年同期に雇い入れた②~③の人数８人
（2）	中途採用計画期間の中途採用率	**期間中に雇い入れた①～③に該当する労働者数** ／ **期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数** ×100	計画期間中に雇い入れた①~③の人数３人 ／ 計画期間中に雇い入れた②~③の人数８人

例えば「イ　期間を半年・中途採用率５ポイント以上上昇させる」計画を選択した場合。

（１）が25.0%、（２）が37.5%　　（２）37.5%－（１）25.0%＝　12.5%で5ポイント以上上昇してるので採用率はOK。

① 申請事業主に中途採用※2により雇い入れられた
② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた
③ 期間の定めのない労働者（パートタイム※3を除く）として雇い入れられた
④ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前１年間に、雇用関係、出向、派遣、請負または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
⑤ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前１年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験が無い

※２　新規学卒者や新規学卒者と同一の枠組みで採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇い入れ以外も対象となります。
※３　パートタイムとは、「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短い労働者」のことを指します。

中途採用拡大コースの助成金額

助成額 **中途採用者１人あたり20万円**	「中途採用拡大コースの流れ」の「**中途採用率の拡大**」（**イまたはロのいずれかを満たす**）及び「**中途採用者の賃金上昇**」の**いずれも満たす事業主**
加算額 **中途採用者１人あたり10万円を加算**	**以下のいずれかを満たす事業主** **①　「ローカルベンチマーク」の財務分析結果（総合評価点）が「Ｂ」以上である　または** **②　給与等受給者一人当たりの平均受給額を５％以上上昇させた**

ローカルベンチマーク（略称：ロカベン）とは、企業の経営状態の把握、いわゆる「企業の健康診断」を行うツールです。
企業の経営者と金融機関・支援機関等がコミュニケーション（対話）を行いながら、ローカルベンチマーク・シートなどを使用し、企業経営の現状や課題を相互に理解することで、個別企業の経営改善や地域活性化を目指します。詳細は経済産業省のホームページをご参照下さい。

ローカルベンチマークとは

中途採用拡大コースの活用事例

活用事例　人手不足と技術継承

企業概要

業種：製造業
従業員数：40名
課題：若手人材不足と定年退職者
　　増加による技術継承

取組内容

A社ではこれまで新卒採用中心であったが、人材確保が難しくなっていた。そこで中途採用拡大コースを活用し、新卒以外の人材も確保すべく中途採用計画を策定した。

具体的には、

☆職務内容や給与制度を見直し
☆自社のホームページに中途採用専用募集ページを作成・ハローワークに求人を提出
☆入社後の教育研修制度を整備した結果、１年間で３名の採用に成功した。

☆中途採用拡大コース活用のポイント

１_人手不足の解消
２_通年採用が可能
３_生産性・サービス品質の向上
４_採用コスト負担の軽減
５_多様な人材活用による組織活性化



ガイドブック

問合せ先

４　特定求職者雇用開発助成金の概要について

特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」といいます）は、就職が特に困難な方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成されます。特開金は以下の４つのコースに分かれています。

Ⅰ　特定就職困難者コース

高年齢者（60歳以上）であってハローワーク又は民間の職業紹介事業者等において個別支援を受けている者や障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により継続して雇用される労働者として雇い入れた事業主に対して助成。

Ⅱ　発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

障害者手帳を持たない発達障害や難病のある方を雇い入れる事業主に対して 助成し、発達障害や難病のある方の雇用と職場定着を促進するための制度。

Ⅲ　中高年層安定雇用支援コース

就職氷河期世代を含む中高年層のうち正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者を正規雇用として雇い入れた事業主に対して助成。

Ⅳ　生活保護受給者等雇用開発コース

地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用される労働者として雇い入れた事業主に対して助成。

特定求職者雇用開発助成金に関する注意事項　その１

１　助成金の支給対象が有期雇用労働者の場合
雇用契約が「自動更新」であることが必要です

助成対象の判断基準

① 雇用契約書による判断

雇用契約書に記載されている内容により判断します。
※審査にあたって、対象労働者本人に雇用契約の実態等について聞き取りを行う場合があります。

② 就業規則等による判断

雇用契約書に自動更新と記載されている場合であっても、本人の体調、勤務実績、業績等、**更新の有無を判断する更新条件が付されている場合は助成対象となりません。**
ただし、**当該更新条件が、就業規則等に定める解雇事由であれば助成対象**となります。

有期労働契約を更新する場合の基準

- **2024年4月から**改正職業安定法施行規則が施行され、求職者に対して明示しなければならない労働条件に「**有期労働契約を更新する場合の基準**（通算契約期間または更新回数の上限を含む）」が追加されました。

- 特定求職者雇用開発助成金における「有期労働契約を更新する場合の基準」の記載について

  □「自動更新」とされている場合
  → **助成対象となります。**

  □「勤務成績、態度により判断する」「会社の経営状況により判断する」等とされている場合
  → 本助成金の対象者として紹介を受けた場合であっても、**助成対象とならない場合があります。**

※助成対象となるか否かは、上記の基準により判断しますのでご注意ください。

特定求職者雇用開発助成金に関する注意事項　その２

- 特定求職者雇用開発助成金の支給を申請する際には、添付書類として**賃金台帳の提出が必要**です。
- **令和8年4月以降の申請分からは、賃金台帳の提出が確認できない場合、不支給**となりますのでご注意ください。
- 以下の**記載項目が１つでも欠けている**場合、**賃金台帳として認められません**ので十分にご確認ください。
-
  ・記載項目（労働基準法第108条及び労働基準法施行規則第54条に定められているもの）

①氏名　②賃金計算期間　③労働日数　④労働時間数　⑤時間外労働の労働時間数　⑥休日労働・深夜労働の労働時間数　⑦基本給や手当等の種類とその金額　等

給与システム等の設定で上記項目の表示を省略している場合は、各項目が表示されたものを添付書類として提出してください。

- 賃金台帳とは
  - ・労働基準法第108条で定められた法定帳簿
  - ・労働者の最後の賃金を記入した日から５年間保存※

※労働基準法附則第１４３条第１項により、経過措置として当分の間は保存期間は３年間とされています。

賃金台帳様式例は下記URLからもダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/content/001681474.pdf　PDF様式
https://www.mhlw.go.jp/content/001681480.xlsx　Excel様式

賃金台帳様式例

PDF　Excel

賃金台帳のサンプル

企業によって独自の給与システムを導入されている場合でも、８ページの７項目の記載があれば可能です。また、不足項目を補う確認書類を添付いただくことが必要です。

様式第20号（第55条）

賃金台帳（常時使用される労働者に対するもの）

賃金計算期間	分	分	分	分	分	分	分	分	氏名
労働日数	日	日	日	日	日	日	日	日	
労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
休日労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
早出残業時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
深夜労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
基本賃金	円	円	円	円	円	円	円	円	
所定時間外割増賃金	円	円	円	円	円	円	円	円	
手当	円	円	円	円	円	円	円	円	
手当	円	円	円	円	円	円	円	円	
手当	円	円	円	円	円	円	円	円	
手当	円	円	円	円	円	円	円	円	性別
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
小計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	所属
非課税分賃金額	円	円	円	円	円	円	円	円	
臨時の給与	円	円	円	円	円	円	円	円	
賞与	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
社会保険料控除 健康保険	円	円	円	円	円	円	円	円	
社会保険料控除 厚生年金・保険	円	円	円	円	円	円	円	円	
社会保険料控除 雇用保険	円	円	円	円	円	円	円	円	
社会保険料控除 小計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
差引残	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	職名
控除金 所得税	円	円	円	円	円	円	円	円	
控除金 市町村民税	円	円	円	円	円	円	円	円	
控除金	円	円	円	円	円	円	円	円	
控除金 小計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
実物給与	円	円	円	円	円	円	円	円	
差引支払金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
領収 印	月 日 印	月 日 印	月 日 印	月 日 印	月 日 印	月 日 印	月 日 印	月 日 印	

各コースの支給期間と助成金額

Ⅰ　特定就職困難者コース

・**【高齢者（60歳以上）、母子家庭の母等】**
　１人あたり60万円〔中小企業以外50万円〕（６ヶ月（30万円）×２期）
　短時間労働者（※）は40万円〔中小企業以外30万円〕
・**【身体・知的障害者（重度以外）】**
　１人あたり120万円　（６ヶ月（30万円）×４期）
・**【身体・知的障害者（重度または45歳以上）、精神障害者】**
　１人あたり240万円（６ヶ月（40万円）×６期）



Ⅱ　発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

１人当たり120万円（６ヶ月×４期）　短時間労働者は80万円（６ヶ月×４期）

Ⅲ　中高年層安定雇用支援コース

１人当たり60万円（６ヶ月×２期）〔中小企業以外50万円〕

Ⅳ　生活保護受給者等雇用開発コース

１人当たり60万円（６ヶ月×２期）〔中小企業以外50万円〕
短時間労働者は40万円（６ヶ月×２期）〔中小企業以外30万円〕

※それぞれ支給対象期間を６ヶ月を１期としてカウントします。

特定求職者雇用開発助成金

各種お問い合わせ先について

助成金の活用については、お近くのハローワーク又は大分助成金センターへ

	所在地	電話番号	
大分助成金センター	大分市東春日町17-20 大分第２ソフィアプラザビル４Ｆ	097-535-2100	
ハローワーク大分	大分市都町4-1-20	097-538-8609	
ハローワーク別府	別府市青山町11-22	0977-23-8609	
ハローワーク中津	中津市大字中殿550-21	0979-24-8609	
ハローワーク日田	日田市淡窓1-43-1	0973-22-8609	
ハローワーク佐伯	佐伯市鶴谷町1-3-28	0972-24-8609	
ハローワーク宇佐	宇佐市大字上田1055-1	0978-32-8609	
ハローワーク豊後大野	豊後大野市三重町市場1225-9	0974-22-8609	